

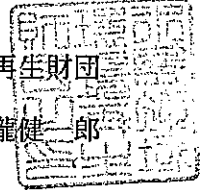
2007 年 11 月 26 日

岡山県知事

石井正弘 殿

財団法人水島地域環境再生財団

理事長 森瀧健一郎



「新岡山県環境基本計画（エコビジョン 2020）（仮称）素案」について

このたび、岡山県が示されました「新岡山県環境基本計画（エコビジョン 2020）（仮称）素案」につきまして、別紙のとおり意見を提出いたします。

記

「新岡山県環境基本計画（エコビジョン 2020）（仮称）素案」に関する意見書

計 6 ページ

以上

財団法人水島地域環境再生財団

〒712-8034 倉敷市水島西栄町 13-23

TEL : 086-440-0121 FAX : 086-446-4620

第1章 基本的事項

P. 3 自立型の地域づくり

- ・・・「素案」には「地域間競争や地域経済の構造に適切に対応することが求められています」とあるが、「地域間コミュニティの活力が失われた」のは「地域間競争」の進展によるところも大きい。従って、「地域間競争」については、これを適切に制限し、所得の地域間再分配を適切にすすめる必要があることを明記すべきである。このようにして「適切な支援をとまなう自立型地域づくり」を進めるべきである。

P. 8 循環型社会の推進

- ・・・「大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済構造や・・・」とあるが、これに加えて「大量流通」も課題の1つであることを明記すべきである。そのうえで、これに対する具体的な対策をとるべきである。

P. 8 環境教育・環境学習

- ・・・「環境教育・環境学習」では表現が不十分である。旧公害健康被害補償法指定地域が備前・玉野・水島と3地域もある岡山県としては、「公害」の語を明記して、「公害・環境教育」「公害・環境学習」とすべきである。公害は決して終わってはならず、また過去の公害から十分に学ぶことも重要な課題だからである。

P. 9-10 過去の環境問題の影響

- ・・・「国や自治体では積極的な公害対策や・・・環境問題は大きく改善しました。」とあるが、実情を見るかぎり「大きく改善した」とは到底いいがたく、形をかえて新たな問題も発生しており、全体として公害問題は依然として未解決である。NO₂ やオキシダント光化学オキシダントなど環境基準を達成できていないものも多くある。また、ストック公害ー過去から積み重ねられてきた要因による公害ーはまだまだ今後の大きな課題として残されていくものである。さらに被害者救済も道半ばである。このように公害問題はまだ決して解決はしていないことを十分に認識し、それにふさわしく記述をすべきである。

第2章 計画の目指すべき姿

P. 14 県民の環境や協働に対する意識と行動

- ・・・「私たち一人ひとりが・・・加害者である」という記述について、そういった面は確かにあるだろうが、しかし主要な加害者・被害者とは明瞭に区別できるし、そのことを明記すべきである。安易にこういった表現をつかって、責

任の所在を曖昧にしてはならない。

P. 15 環境と経済の調和

- ・・・この項目で言われているように「環境を良くすることが経済を発展させ」るのはもっともなことではあるが、「環境と経済の調和」という表現は「環境をそこなわない経済」といった表現に変更すべきである。なぜなら、1970年のいわゆる「公害国会」で、「公害対策基本法における経済との調和条項の削除」が強く求められ、その要求が実現した歴史を忘れてはならないからであり、この点から見ても明らかに「環境と経済の調和」という表現は不適切だからである。

P. 19 地域ごとにみた社会のイメージ

- ・・・目指す将来像のイメージについて、地域ごとに設定していることはわかるが、P. 19 にしめされたエリアの分け方について、次のような疑問がある。内陸部まで瀬戸内海エリアに含まれていたり、吉備高原里山エリアに含まれるべき地域の内かなり大きな部分が市街地田園エリアに組み込まれているなど、どのような基準で区分が行われたのかよくわからないところがある。どのような方法でエリアの区分が行われたのか、十分な説明が行われるべきである。

P. 20 瀬戸内海エリア

- ・・・「藻場、干潟など海浜環境の修復により」とあるが、「修復」が必要なのは「浜」に限られず、「海域環境」という表現のほうが適当である。

第3章 主要施策

基本目標

(1) 地域から取り組む地球環境の保全

P. 22-25 地球温暖化対策

- ・・・代表的な指標として一世帯当たりのエネルギー使用量が示されているが(p.23)、地球温暖化問題に本気で取り組み、温室効果ガスの排出量を減らすつもりであるのであれば、岡山県内の温室効果ガス排出量の7割以上を占める産業部門に焦点をあわせ、その生産額(付加価値額または出荷額)を単位とするエネルギー使用量を示し、その数値に基づいて目標数値を設定するべきである。

また、主要施策の中に「公共交通機関等の利用促進」とあるが(P.24)、公共交通機関そのものが減少しており、利用したくともできない現状がある。「公共交通機関等の整備および利用促進」と表現を変更し、主要施策としておこなうべきである。

さらに、主要施策の中に「交通円滑化の推進」があげられている(P.24)。「道路交通による環境への負荷の低減を図るため、環状道路、バイパス等の整

備による交通容量の拡大・・・」とあるが、時代遅れも甚だしい記述である。このような交通容量の拡大は環境への負荷の低減どころか、負荷増大をもたらすことは明らかである。新たに道路をつくることは、維持管理等のコストをますます増やすことにもなる。この文章でも「人口減少社会の到来」(P.2) が指摘されているが、このように人口が減っていく社会においては、このような施策はなおさら不適當である。

交通に関する施策は、公共交通の整備・利用、そして車社会からの転換を基本とすべきであり、自動車についてはその総量の削減を目標にしていくべきである。

P. 22-23、25 国際貢献

・・・「本県の深刻な公害問題の解決に一定の成果をあげた経験」は、被害者を初めとする地域住民の一連の運動や働きかけがあってこそもたらされたものである。アジア諸国では、狭い意味での公害防止技術の導入のみならず、公害問題を解決していった経験の伝承、そしてその後のまちづくり・環境再生への取り組みの情報が求められている。環境技術協力だけでなく、被害者を中心として、解決に尽力した患者会・医療関係者・弁護士・研究者らの参加する交流事業も必要であり、これに取り組むことを付け加えるべきである。また、これら国際貢献は、重点プログラムにも含まれるべき事項である。

(2) 循環型社会の形成

P. 26-29

・・・循環型社会をめざす上で「素案」第1章3(2)⑤に対する意見のなかでも提起した「ストック公害」ともいうべきもの、すなわち社会に蓄積し長期間にわたって被害が発生することに対しての対策が抜け落ちている。このような長期被害に対してきちんと対策を位置づけるべきである。

(3) 安全な生活環境の確保

P. 30-33 大気環境の保全

・・・「二酸化窒素の濃度は近年ほぼ横ばいで、県南部の1測定局で環境基準が未達成の状況が続いています」とある。

二酸化窒素の環境基準については、1978年の基準緩和で1時間値の1日平均値が0.04ppm～0.06ppmのゾーン内またはそれ以下の濃度となっているが、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることはならないよう努めるものとする。」という非悪化原則がある。これに則り、少なくとも上限値の0.06ppmを超えないこと、ゾーン内の非悪化原則を守ること、さらに、すべての地域で下

限値の 0.04ppm 以下とするよう取り組みをおこなっていかねばならない。さらに、旧環境基準の 0.02ppm 以下を目指すべきである。

また、浮遊粒子状物質については、短期的評価において 2/3 の測定局で環境基準未達成の状況において、たとえ長期的評価において環境基準を達成していたとしても「長期的評価は問題ありませんが」という表記はするべきではない。さらに PM2.5 についての記述がないが、倉敷市玉島の PM2.5 測定値は、WHO のガイドラインの 2 倍以上もの値を示しているという現実がある。これらについても、きちんと記述をするべきである。また県内における PM2.5 の状況をきちんと把握するために、他にも測定局を設置するべきである。

ここで主要施策としてあげられているものに、「公共交通機関等の利用促進」「交通円滑化の推進」がある。これらは、「地球温暖化対策」の項でも述べたとおり、「公共交通機関等の整備および利用促進」にするとともに、車社会からの脱却を目指すことを明記すべきである。

P. 34 水環境の保全

- ・・・「瀬戸内海の保全と再生」の中に「里海づくり」という記述があり、欄外に「里海：里山と同じように・・・」と注釈がある。しかし、海は山に比べ権利関係など複雑で、「里海」という表現に漁業者から反発が起きているケースもある。「里海」という表現の使用には慎重を期すべきである。まだ一般的になじみのない言葉であるので使用する場合には少なくとも「」をつけたほうがよい。

(4) 自然と共生した社会の形成

P. 38 水辺環境の保全と創出

- ・・・「河川、港湾、海岸、農業水利施設等の整備や・・・」とあるが、これらの公共事業に際して多様な動植物の生息、親水、景観等に配慮すべきことは当然である。しかしこれらの公共土木事業それ自体、環境上、財政上多大の問題を内包しており、これらの積極的推進に道を開くような文言は削除すべきではないか。改めてこれらの公共土木事業の必要性を1つ1つ再検討し、全体として厳しく制限していくことを施策の基本としていくべきではないか。

推進目標

(1) 参加と協働による環境保全活動の保全

P. 40 環境学習の充実

- ・・・「基本的事項」に関する意見のなかでも述べたが、「公害・環境学習」とすべきである。

(2) 環境と経済が好循環する仕組みづくり

P. 44 環境保全のための費用負担意識の普及

・・・「環境税について、その浸透と有効活用に努めます」とあるが、環境税の有効な活用や対策、費用の還元についても施策の具体化が必要である。

P. 45 バイオマスの利活用推進

・・・バイオマスの活用については、実態に則して方向性はよいが、つくられた製品が普及することが求められる。作りっぱなしでなく、その後の普及と活用が持続していくような仕組みを具体的に示し、施策に盛り込むべきである。

第4章 重点プログラム

基本目標

(1) 地域から取り組む地球環境の保全

P. 48-51 地球温暖化対策

・・・地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて、県としての「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の創設」をぜひ実現して欲しい。「その他の施策」としては、前述のように「公共交通機関等の利用促進」「交通円滑化の推進」などをあげているが、これを「公共交通機関等の整備および利用促進」にかえるとともに、車社会からの脱却を目指して、このことを明記すべきである。また、岡山県内の温室効果ガスの排出量7割以上を占める産業部門に対する具体的な施策を示し、削減にむけたもっと具体的な取り組みをするべきである。

(2) 循環型社会の形成

P. 54-59 循環型社会

・・・前述したように「ストック公害」ともいうべきもの、すなわち社会に蓄積し長期間にわたって被害が発生することに対する対策が抜け落ちている。重点的に対策をとるべきである。

(3) 安全な生活環境の確保

P. 60 大気環境の保全

・・・繰り返し登場してきたように、「公共交通機関等の利用促進」「交通円滑化の推進」としているのを改め、「公共交通機関等の整備および利用促進」にかえるとともに、車社会からの脱却を目指すべきである。

P. 63-64 水環境の保全

・・・「瀬戸内海の保全と再生」の項目に、「底質環境の悪化原因ともなってい

る海洋ごみ」とあるが、底質環境に限るのであれば、「海底ゴミ」の方が適当ではないか。海底ゴミ適正処理体制の構築があげられているのは、評価できる。しかし、海洋ごみに限らず廃棄物の問題は、排出抑制が非常に重要となってくる。この点にかかわって県民への啓発等も施策に盛り込むべきである。

また、「瀬戸内海の埋立規制」に関しては、「原則禁止」とするべきである。

P. 65 騒音・振動の防止

- ・・・高速道路・瀬戸大橋の騒音についても、きちんとふれ、対策をとるべきである。

推進目標

(1) 参加と協働による環境保全活動の保全

P. 71 環境学習の充実

- ・・・さきにも述べたが、「公害・環境学習」とすべきである。

第5章 計画の進め方

P.81 計画の推進等

- ・・・計画の推進にあたっては、「計画の策定」、「施策の実施」、「進捗状況の把握」「計画の見直し」の一連のPDCAサイクルでおこなうことが示されているが、これら一連のサイクルにおいて、県民および県内各市町村等の意見を反映させるシステムを構築するべきあり、それについて明記する必要がある。

その他、全体を通じて

- ・ 「環境の保全」は「環境の保全および復元」とするべきである。保全だけでなく、破壊された環境・生態系については復元がもとめられるからである。
- ・ 「私たち一人ひとりが (P.6)」や「県民一人ひとり (P.8)」など、環境問題を個人の問題ととらえた表現が多用されているが、「とりわけ産業における活動の抑制を」といったように、もっとも影響の多い部分を明確に示すべきである。前述したように主要な加害者・被害者を明確に区別すべきである。安易に「県民一人ひとり」の責任を云々するような表現をつかって、責任の所在を曖昧にしてはならない。

以上